

第 1 1 期大学分科会における部会等の設置について

〔 令和 3 年 4 月 2 8 日 〕
〔 中央教育審議会大学分科会決定 〕

中央教育審議会令第 6 条第 1 項並びに中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

1. 質保証システム部会

（所掌事務）

設置基準、設置認可審査、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直しについて専門的な調査審議を行う。

2. 大学院部会

（所掌事務）

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

3. 法科大学院等特別委員会

（所掌事務）

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

（所掌事務）

学校教育法第 1 1 2 条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

第11期大学分科会における主な検討事項

大学分科会

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」のフォローアップ
- 「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）」を踏まえたニューノーマルにおける大学教育と教職員の在り方
- 魅力ある地方大学の在り方

質保証システム部会

- 設置基準、設置認可審査、認証評価制度、情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直し
- ニューノーマルにおける大学教育の質保証の在り方

大学院部会

- 第10期大学院部会の審議を踏まえた省令改正の検討
- ウィズコロナ、ポストコロナ社会も見据えた大学院における教育研究の在り方
- 博士課程修了者のキャリアパスの拡大

法科大学院等特別委員会

- 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた法学未修者教育の充実に係る更なる検討
- 法学部と法科大学院が連携して行う新たな5年一貫教育制度の着実な実施に向けた検討

認証評価機関の認証に関する審査委員会

- 申請のあった評価機関の認証に係る調査審議